

VII 安全・安心・快適に暮らせるまち

1 大気環境概況

昭和30年代からの高度経済成長期に全国の工業地帯を中心に多くの企業が立地し、工場等からの硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量が増大するなど大気汚染が問題になりました。そのため、国においては大気汚染を防止するため、昭和42年以降、公害対策基本法、大気汚染防止法等の法体系の整備を行い、大気汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」を定めました。愛知県においても昭和46年4月に愛知県公害防止条例を全面改正しました。

また、自動車の利用拡大に伴い大気汚染や騒音などの環境問題が発生し、特に自動車の排出ガスは、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）など、大気汚染の原因となる物質が含まれていることから、国は従来の自動車NO_x法を改正し、平成13年6月に「自動車NO_x・PM法」を公布しました。

大気環境に関わる公害関係法令等の整備に伴う規制の強化などにより、大気汚染物質による公害問題は一時期の深刻な状況を脱しましたが、温室効果ガスの増加による地球温暖化など新たな環境問題が生じてきています。

知多市は名古屋南部臨海工業地帯を擁しており、臨海部の工場などによる大気汚染が市民の健康や生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう監視、指導するとともに、地球環境保全に向けて、市民への情報提供や啓発活動を継続して実施していく必要があります。

2 水環境概況

昭和30年代からの急速な工業化や都市化の進展に伴い、人の健康の保護と生活環境の保全の見地から、水質汚濁についても早急に対処すべき問題となりました。

そのため、昭和42年8月に公害対策基本法が施行され、昭和45年4月に河川、湖沼、海域といった公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と水域の利用目的に応じて設定される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2つの環境基準が定めされました。

また、昭和46年6月には水質汚濁防止法が施行され、工場・事業場からの排水規制が強化された結果、有害物質による水質汚濁は大きく改善されました。

その後、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、一般家庭から排出される生活排水が水質汚濁の主要な原因となったため、平成2年6月に水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策の総合的な推進に関する規定が定めされました。

健康項目は、昭和46年の環境基準の設定時はカドミウム始め8項目でしたが、以降、順次追加設定され、平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の3項目、平成21年に1,4-ジオキサンが追加されて27項目となりました。

生活環境項目は、当該水域の利用目的に応じて水域類型の指定が行われ、富栄養化に関する科学的知見が集積されてきたことなどにより、昭和57年12月に湖沼、平成5年8月に海域の富栄養化を防止するため全窒素及び全燐に係る環境基準が追加されました。

伊勢湾、三河湾については平成8年2月に水域類型の指定が行われました。

3 騒音概況

昭和43年12月の騒音規制法施行や昭和46年10月の愛知県公害防止条例施行により、市内全域が規制対象地域に指定され、騒音規制法対象外の施設等についても愛知県公害防止条例で規制対象に加えるなど、工場・事業場等に対する規制の強化が図られました。

昭和50年代からカラオケ等の深夜営業騒音やピアノ、エアコンなどの生活騒音に対する苦情件数が増加したことなどから、昭和56年に愛知県公害防止条例の一部改正が行われ、深夜営業騒音に対する規制が強化されました。

さらに、よりよい環境を確保するために、愛知県公害防止条例を全部改正した県民の生活環境の保全等に関する条例が平成15年10月1日に施行され、騒音の規制を受ける営業にカラオケボックス業を追加するなど、都市生活型公害に対する規制が強化されました。

4 苦情受理状況

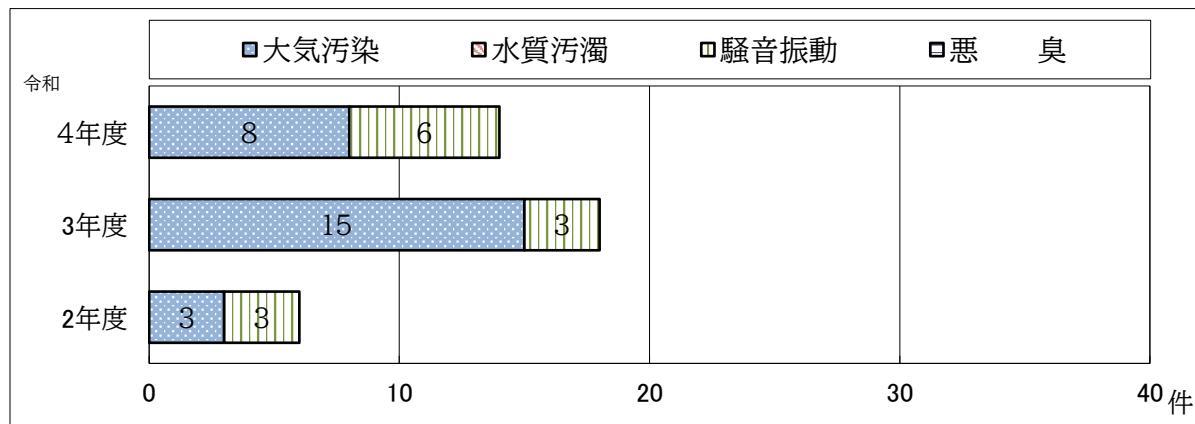
環境問題の捉え方が、従来の事業者が原因となる公害問題から、個人の日常生活を含めた身近な生活環境の保全まで、広範なものになってきたことに伴い、苦情の内容も変化してきています。

市では、市民の環境問題への意識の高まりを受けて、市、市民等、事業者及び土地所有者がそれぞれの責任において、清潔で快適な生活環境を向上させるために平成15年3月に知多市環境美化条例を制定しました。

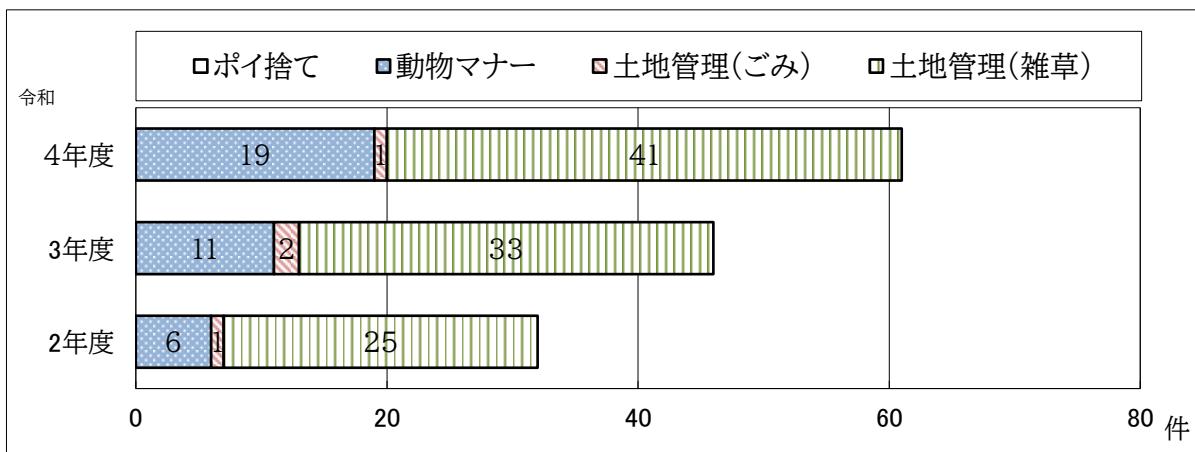
令和4年度の公害苦情の受理件数は14件で、大気汚染に関するものが8件、騒音振動に関するものが6件でした。

一方、環境美化関連苦情は61件で、動物の飼育マナーに関するものが19件、空き地等へのごみの放置（土地の管理）が1件、空き地等の雑草の放置（土地の管理）が41件でした。

公害苦情件数



環境美化関連苦情件数



※ 苦情件数は原則発生原因数

月別苦情受理件数

種類	月	令和4年										令和5年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
公害	大気汚染	2	1	1	1					2	1			8	
	水質汚濁														
	土壤汚染														
	騒音	1	2	1	1			1						6	
	振動														
	地盤沈下														
	悪臭														
	その他														
環境美化関連	小計	3	3	2	2			1		2	1			14	
	ポイ捨て														
	動物マナー	2	1	2	3	2	4	1	1	1			2	19	
	土地管理（ごみ）			1										1	
	土地管理（雑草）	2	5	6	7	10	7	3	1					41	
	小計	4	6	9	10	12	11	4	2	1			2	61	
	合計	7	9	11	12	12	11	5	2	3	1		2	75	

地域別苦情受理件数(苦情発生源の用途地域)

用途地域	種類	公害								環境美化関連	合計	
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他			
第1種低層住居専用		1								1	16	17
第2種低層住居専用					1					1		1
第1種中高層住居専用		1			3					4	27	31
第2種中高層住居専用					1					1		1
第1種住居		1								1	8	9
第2種住居										1		1
準住居												
近隣商業												
商業											1	1
準工業		2								2	1	3
工業専用												
市街化調整		3			1					4	7	11
その他												
不明												
計		8		6						14	61	75

《参考》

公害紛争処理法第49条で、「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。」と規定されています。

また、公害苦情が解決されず公害紛争にまで発展した場合、紛争を迅速かつ適正に処理するために、愛知県では「愛知県公害審査会」を設置しています。